

自治体間調整問題調査特別委員会
中間報告書（第2回）

令和6年3月

自治体間調整問題調査特別委員会中間報告書（第2回）

令和6年3月15日

岡山市議会議長 田口裕士様

自治体間調整問題調査特別委員会

委員長 三木亮治

本委員会に付託されました調査事件について、調査状況を下記のとおり中間報告します。

記

1 調査事件

- (1) 岡山県建設事業費市町村負担金徴収条例に基づく負担金に関する調査
- (2) 都道府県事業等に係る都市負担金制度に関する調査

2 調査状況

別紙のとおり

自治体間調整問題調査特別委員会中間報告書（第2回）

1 構 成

委員長	三	木	亮	治
副委員長	長	岡	将	克
委員	則	武	宣	弘
〃	林			潤
〃	宮	武		博
〃	川	本	浩	一郎
〃	柳	井		弘
〃	松	本	好	厚
〃	川	上	智	美
〃	鬼	木	の	ぞみ
〃	小	林	寿	雄

2 経 過

都市計画事業を含む建設事業費は、地方財政法第27条の規定により、県が市町村の意見を聞いて受益の限度で市へ負担金を請求することができることとなっている。

岡山県の場合は、岡山県建設事業費市町村負担金徴収条例に基づき、本市で実施する都市計画事業については事業の内容や規模に関わらず一律に50%の負担金を本市に請求していたが、他の都道府県と比較して明らかに高率である等の問題があり、かねてから、本市議会の議会質問において本問題を指摘してきた。

こうした中、本市議会では、令和4年11月に岡山県知事へ諸課題の解決を図るため、早急に本市との協議を求める要望書を提出した。

そして、令和4年12月に、本市と岡山県との間で、令和5年度中に結論を得られるよう引き続き協議を行うこと、また、令和5年度以降の支払いは当該結論に基づき行うこと等が合意されたところであるが、市議会としても本件について検証する必要があると判断し、自治体間調整問題調査特別委員会が令和5年5月臨時市議会で設置された。

5回に及ぶ委員会の開催や他都市の調査を経て、昨年11月定例会市議会冒頭において、第1回目の中間報告を実施した。

その中間報告以降の市と県当局との協議経過等及び今後の方針について協議するため、第6回目の委員会を開催した。

3 調 査 概 要

○令和6年3月13日（第6回）

1 都道府県事業等に係る都市負担金制度に関する調査

- (1) 中間報告以降の経過について
- (2) 今後の方針について

会議の内容

1 都道府県事業等に係る都市負担金制度に関する調査

- (1) 中間報告以降の経過について

概 要

当局から、令和5年11月議会で行った第1回目の中間報告以降の市と県の協議経過及び負担金徴収条例に対する市の考えについて、資料により説明があった。

○ 市と県の協議経過

- ・ 令和6年1月5日

県から市に対し、令和5年度の建設事業費市町村負担金額等の通知及び負担金徴収条例の規定による意見照会（書面）があった。

- ・ 1月17日

それに対し、市から県に「都市公園事業を除く他の事業については、費用の一部を負担する。都市公園事業に係る負担金については、令和5年度中に結論が得られるよう市と県で協議をしているところであり、その結論が得られた後、当該結論に基づき対応する」旨を書面で回答した。

- ・ 1月31日

市から県に対し、「県条例をもって一方的に、しかも一律50%という高い割合で負担を求めることは、都市公園事業を実施する全国の都道府県の実態から著しくかけ離れている。また、現在実施している事業は維持管理の性質が強く、本来都市計画事業として負担を求めるような事業ではない」旨を書面により提示した。

- ・ 2月1日

県から市に対し、「現時点で結論は得られておらず、条例を見直すには至っていないことから、令和5年度の負担については現条例に定める50%の負担率で算出した負担額により、2月県議会の議決を経る必要がある」旨の書面による提示があった。

以上の説明を当局から受け、質疑を行った。

【主な質疑】

委員

1月17日に、市と県の協議が整い、一定の結論が出たらそれに基づき支払うという文書を市から県に出しているが、当初からそのスタンスで話し合ってきたという認識でよいか。

都市整備局長

令和4年12月15日に市長と知事とで合意文書が交わされている。お互いその文書は持っており、認識もしている。2月1日の県からの文書にも現時点で結論は得られていない状況と書いてあるので、そのことは認識しているし、引き続き協議をすることはお互いの共通認識だと考えている。

委員

市としては結論が出なかったら払えないということは県にずっと言っているし、分かってもらっていると我々は思っていた。しかし、2月1日の県からの文書を見たら、結論が得られていないので条例に基づいて払うのが当たり前だと言っているように思うが、県はそういう認識なのか。

都市整備局長

県は、2月定例県議会で県条例に定める50%の負担率で算出した負担額の議決を採る必要があると言っているので、今その手続きをしているところだと思う。請求については、明言されてはいないが請求してくると思われる。

しかし、我々とすれば合意文書の中に5年度以降の支払いは当該結論に基づき行うとあるので、結論が出ていない以上支払うことはできないと考えている。

県は条例に沿って支払ってくれという話であるが、市としてはその条例が地方財政法に抵触する可能性が濃いと考えているので、その見直しを求めているところである。

○ 負担金徴収条例に対する本市の考え方

負担金徴収条例は、地方財政法を根拠としているが、都市公園事業における運用は以下の2点で同法に抵触する疑いが濃い。

・維持管理について負担金を求めていること。

負担金を求めることができるものは地方財政法上、「建設事業で、その区域内の市町村を利するもの」に限られる。今年度の都市公園事業負担金の対象は、火災報知設備の更新と外灯のLED化であり、維持管理と言えるので、負担金を求める建設事業とは言えない。国直轄事業においても、維持管理は対象外となっている。

・常に50%という高い負担率を適用していること。

建設事業負担金は、地方財政法上建設事業の受益の範囲でしか求められない。

建設事業の受益の範囲は事業ごとに異なるため、一律に50%の負担を求めることは極めて不適切である。

以上の説明を当局から受け、質疑を行った。

【主な質疑】

委員

都市計画事業の中で建設事業と維持管理があり、法律上も条例上も建設事業については負担を求めることができるとなっているが、維持管理とは書いていないから今回の火災報知設備の更新や外灯のLED化は、法に抵触する疑いが濃いということか。

都市整備局長

県は、これらの事業は維持管理ではないと主張されている。維持管理かどうかということは議論にはなるが、そもそも「建設事業でその区域内の市町村を利するもの」と書いており、岡山市から言うと新たにすることは何もなく、利するものではないので、市に一部の経費を負担させる事業ではないと考えている。

維持管理というのは、今の機能が確保できなくなれば安全に利用することができなくなるので更新をしていくもので、LED化や火災報知設備の更新は、まさに維持管理に入るのではないかと考えている。

財政局長

国直轄事業も、かつては維持管理を都道府県等に負担を求めていた。しかし、国と地方との関係を見直す中で、維持管理に係る請求については国直轄事業の負担金ではすでに廃止になっている。その流れの中で、今回請求されたような類似の事業について国は県に対して負担を求めていない。県が国に対して支払っていない負担を市町村に求めることについていかがなものかということは、協議の中で言ってきた。しかし、県からその維持管理の部分については明確な回答をいただけていない。

(2) 今後の方針について

概要

県との協議が進捗しないことを踏まえ、委員会として第2回目の中間報告をすることについて委員会に諮り了承された。そのため、正副委員長で作成した中間報告まとめ（案）を配付し、内容について委員間で協議を行った。

各委員から、「県の運用は法に抵触すると思うので強く主張すべき」、「結論を出すことを前提としていたにもかかわらず、県が市の主張に十分な回答もしない状況で請求してくるのは誠に遺憾である」、「議会として違法の疑いがあることまで踏み込むのなら、弁護士等の意見も聞いてみたらどうか」等の意見が出されたが、最終的な文言整理は正副委員長に一任することで了承された。

第2回中間報告（まとめ）

これまで本委員会が行ってきた岡山県建設事業費市町村負担金（都市公園事業）に関する調査を踏まえ、昨年11月定例市議会の冒頭で行った中間報告に引き続き、ここに本委員会としての第2回目の中間報告を行う。

第1回目の中間報告以降の経緯については別添資料のとおりであり、岡山市と岡山県との協議は続いているものの、残念ながら合意には至っていない。

岡山県は、今後、協議を続けていくとはしているものの、「令和5年度中に結論が得られるよう引き続き協議を行う。令和5年度以降の支払いは、当該結論に基づき行う。」と令和4年12月に市と県で合意文書を交わしている中、結論が出ていない状況にもかかわらず、岡山県建設事業費市町村負担金徴収条例（以下「条例」という）に基づき、令和5年度分の負担金は請求する方針とのことであり、この2月定例県議会に、当該請求に係る議案を提出されているところである。

しかし、この条例は地方財政法第27条を根拠としているが、少なくとも都市公園事業における運用は以下の2点で同法に抵触する疑いがある。

① 「維持管理」について負担金を求めていること

地方財政法第27条では、県が市へ負担金を求めることができるのは「建設事業で区域内の市町村を利するもの」と規定している。

「建設事業」の解釈において、「新築」や「改築」を含めることは妥当と考えられるが、「維持管理」を含むこととするのは適切ではない。

国直轄事業においても、地方団体に負担金を求める対象は「新築・改築」に限られており、「維持管理」は対象外となっている。

岡山県が本年度の負担金の対象として岡山市に対して請求しようとしている「火災報知設備の更新」や「外灯のLED化」については、正に「維持管理」であり、岡山市の利するものではないため、当該請求は地方財政法の規定に抵触している疑いがある。

② 常に50%という高い負担率を適用していること

地方財政法上、負担金は、建設事業の受益の範囲でしか求められないこととなっており、その受益の範囲は、事業毎に異なるものである。

都市公園事業を実施する他の都道府県においては、「39団体」がそもそも負担金を求めているか、または個別協議により負担率を定めており、「残り7団体」は条例等により負担率を定めているが、その負担率は10%から20%程度である。

負担率を定めている県は、各事業の受益の範囲を平均して10%~20%としているとみなすことも可能と考える中、県の事業で市に負担金を求める最大値が50%と考えられるため、平均値を50%とし負担率とするのは不適切と言わざるを得ない。

なお、この負担率は、地方財政法の「負担金は受益の限度で求めることができる」とする負担金の上限を定める規定に抵触している疑いがある。

令和4年12月に岡山市と岡山県で合意文書を交わしている中、例えば、維持管理に係る負担金はやめるべきという市の指摘に対して、県からは回答がなく、結論が出ていない状況にもかかわらず、条例に基づき、令和5年度分の負担金を請求しようとしていることは、誠に遺憾である。

このことから、岡山県からの令和5年度分の都市公園事業に係る負担金の請求に対し、岡山市が支払うことができないとしていることについては、本委員会としても了承するものである。

この問題について、このままであれば、未来永劫、岡山市と岡山県の間で大きな問題として存在し続けることとなってしまう、両者の連携に影響を及ぼすことが懸念される。

岡山県においては、岡山市が指摘する「維持管理において負担金を求めていること」、「常に50%という高い負担率を適用していること」について真摯に受けとめ、回答いただき、協議を進めるべきである。地方財政法に抵触している疑いがあるこの条例を改正すべく、誠意をもってご検討いただき、早急に問題の解決を図っていただくべきものとする。

第1回中間報告（令和5年11月27日）後の経過について

年月日	宛先	内容
R6.1.5	県→市（書面）	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度の建設事業費市町村負担金額等の通知 ・地方財政法及び岡山県建設事業費市町村負担金徴収条例の規定による意見照会
R6.1.17	市→県（書面）	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園事業を除く他の事業については、費用の一部を負担する。 ・都市公園事業に係る負担金については、令和5年度中に結論が得られるよう市と県で協議しているところであり、その結論が得られた後、当該結論に基づき対応する。
R6.1.31	市→県（面談）	<p>岡山市の考え方（書面により提示）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県条例をもって一方的に、しかも一律かつ50%という高い割合で負担を求めることは、都市公園事業を実施する全国の都道府県の実態から著しくかけ離れている。 ・現在実施している事業は維持管理の性質が強く、本来都市計画事業として負担を求めるような事業ではないのではないか。
R6.2.1	県→市（書面）	<ul style="list-style-type: none"> ・県と市で協議を重ねてきたが、現時点で結論は得られていない。 ・条例を見直すには至っていないことから、令和5年度の負担については現条例に定める50%の負担率で算出した負担額により、2月県議会の議決をとる必要がある。 ・引き続き、協議は行っていく考えである。